

第3回(仮称)三田東認定こども園運営方針等検討委員会

日時:令和5年1月19日(木)19:00～

会場:有馬富士共生センター 多目的室

1 開会

2 協議・報告事項

- (1) 認定こども園の名称(園章、園歌)について
- (2) 保護者会のあり方について
- (3) 通園バスの乗車ポイント・ルートイメージについて
- (4) 幼稚園跡地活用の考え方について
- (5) その他

3 次回の日程等について

・第4回委員会 3月6日(月)～17日(金)で調整 追加検討内容・その他

4 閉会

事務局:子ども・未来部 子育て応援室 幼児教育振興課
電話:559-5232
FAX:563-3611
e-mail:youjiky@city.sanda.lg.jp

協議事項(1) 認定こども園の名称等について

認定こども園の名称について、再編計画では、保護者、地域住民の方々等との協議等を踏まえて決定していくこととしています。

次により決定することを考えています。

1 園の名称 …9月議会には認定こども園を設置する条例提案を予定

(1) 名称(案)の募集 (R4年度内を期限)

・検討委員会委員

・各市民センター及び小学校に応募箱を設置

(2) 名称の決定(R5年度6月頃開催)(※)

・(1)の名称(案)の中から検討委員会で候補を絞る。

・絞られた候補の中から、園交流の機会を活用するなどにより在籍する園児の意見を聴く。

・園児の意見を踏まえて検討委員会で名称を決定する

(3) 応募に当たっての留意点

以下の点に留意して園の名称(案)を応募していただくこととします。

・子どもの育ちと学びを支え、地域からも親しまれる施設としてふさわしい名称であること。

・子どもたちにも覚えやすく、わかりやすい名称であること。

・市内及び近隣の幼稚園や認定こども園などの名称と同一でないこと。

2 園章、園歌 (認定こども園で決定する)・・・条例等に規定はない

・認定こども園開園後に認定こども園で作成する。

紋章を使用するもの:園旗、園要覧等

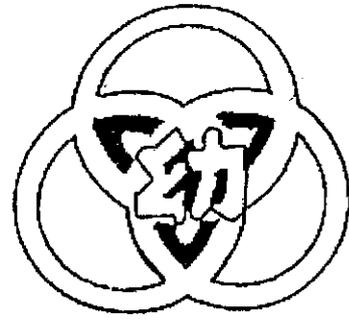
(別紙) 三田市内幼稚園の園章一覧参照

三田市立幼稚園の園章

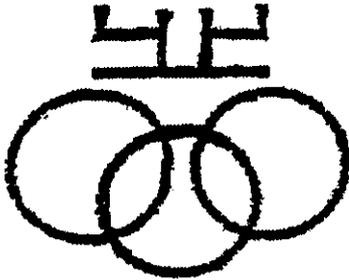
三田



三輪



志手原



小野



母子



広野



本庄



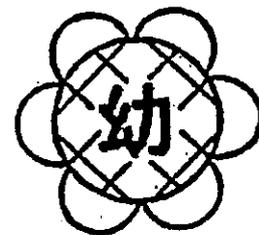
藍



松が丘



高平



協議事項(2) 認定こども園の PTA(育友会)のあり方について(意見交換)

1 認定こども園の PTA(育友会)の考え方について(意見交換)

昨年度実施した再編計画(案)について行った意見募集(パブリックコメント)において、育友会の負担軽減についてのご意見をいただいたことから、再編計画(案)を修正し、「PTA組織のあり方等に関すること」を「協議が必要とされる事項」に追加しました。

PTA(育友会)の必要性の有無やそのあり方等については、PTAが任意団体であること等を踏まえて、認定こども園の開園後、懇話会やアンケート等を実施し、組織の在り方、活動内容等について保護者とともに検討する予定です。

つきましては、この検討に当たっての参考にさせていただきたく、PTA(育友会)の地域における役割、参加に係る負担、保護者、園及び教職員の園運営への関わり方等について、それぞれの立場からご意見をいただきますようお願いいたします。

2 【参考】現況

西		東	
広野幼稚園	広野校園育友会	志手原幼稚園	志手原校園PTA
本庄幼稚園	本庄小・幼育友会	母子幼稚園	母子幼・小育友会
藍幼稚園	藍幼・小PTA	小野幼稚園	小野校園PTA
		高平幼稚園	高平幼稚園PTA

【主な活動内容】

- ・儀式・行事の運営サポート
- ・園舎内外の環境整備、清掃等
- ・広報紙の発行
- ・保護者企画の活動
- ・廃品回収
- ・地域、関係機関との連携 等

※PTA は Parents(保護者)Teachers(教職員)Association(つながり)の頭文字をとったもので、各学校園単位で保護者と教職員とで構成された「社会教育関係団体」。

※PTA は任意団体であり、その学校園に在籍する子どもの保護者と、その学校園の教職員が PTA 会員になることができる資格をもっている。PTA の趣旨に賛同し協力する意思をもった人々が自らの意思で会員となるもの。

協議事項(3) 通園バスの運行ルート・乗降ポイントイメージについて

1 基本的な考え方

通園バスは、閉園する園の園区内にお住まいのお子さんで認定こども園を「幼稚園」として利用される方を対象とします。第1回委員会でもお示したとおり、通園バスの運行の基本的な考え方は以下のとおりとしています。

台数	乗車時間の目安	停留所の考え方	運行方法	バスの所有形態
各認定こども園に各2台 計4台 (12人又は18人乗り)	最長50分以内 (添乗員同乗)	基本ルートを基に新入園児の居住場所により設定	委託	リース又は購入 (車庫は各幼稚園周辺)

2 通園バスの運行ルート及び乗降ポイントのイメージについて

閉園となる幼稚園区の地域について、主要道路を運行すると仮定した場合の運行ルート及び乗降ポイントのイメージは次のとおりです。

なお、通園バスの基本ルート及び乗降ポイントについては、検討委員会での意見、閉園となる幼稚園の園区、園児の乗降時の安全確保や負担等を踏まえ、市立認定こども園の入園募集開始までに設定したいと考えています(令和5年8月まで)。

また、具体的な運行ルート及び停留所(乗降場所)については、基本ルートをベースに、通園バスを利用する園児の居住場所、乗降時の安全確保や園児の負担軽減等に配慮しながら決定します((西)令和6年3月まで(東)令和7年3月まで)。

① (仮称)三田西認定こども園通園バス運行ルート・乗降ポイント(イメージ)

本庄幼	乗降場所	大音所公民館	本庄小学校	JA 兵庫六甲本庄支店	長坂中学校	三田西認定こども園	走行時間(乗車時間)
	乗車時間	出発	約5分	約2分	約2分	約5分	到着 約14分(23分)
藍幼	乗降場所	JR 藍本駅	藍小学校	JR 相野駅	下相野公民館	三田西認定こども園	走行時間(乗車時間)
	乗車時間	出発	約5分	約5分	約3分	約7分	到着 約20分(29分)

② (仮称)三田東認定こども園通園バス運行ルート・乗降ポイント(イメージ)

母子幼 小野幼	乗降場所	母子小学校	そば道場	乙原バレーバス停	乙原公民館	小野小学校	三田東認定こども園	走行時間(乗車時間)
	乗車時間	出発	約4分	約7分	約2分	約3分	約9分	到着 約25分(37分)
高平幼	乗降場所	小柿野外活動センター	高平ふるさと交流センター	高平小学校	波豆川口バス停	木器バス停	三田東認定こども園	走行時間(乗車時間)
	乗車時間	出発	約5分	約5分	約7分	約4分	約7分	到着 約28分(40分)

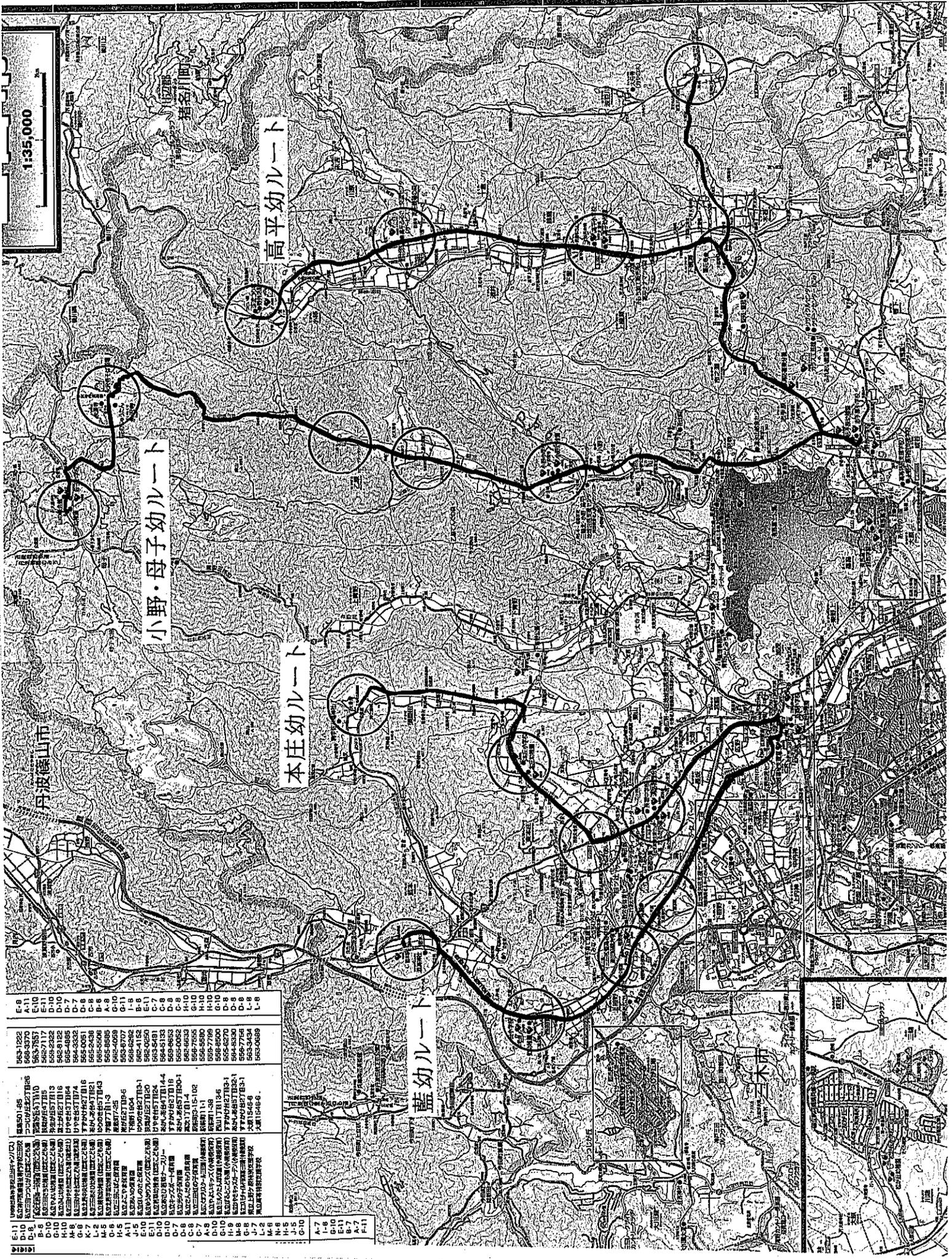
※閉園となった幼稚園の園区に住む通園バスを利用する1号認定園児は、居住場所に関わらず、市が指定した乗降ポイントの中から保護者があらかじめ選択した乗降ポイントから乗降できることを想定しています。

※乗車時間の合計の()は、乗降場所で3分間停車した場合の乗車時間です。

※乗車時間は、Google のルート検索で測定した時間

(参考)前回の検討委員会(西)でご意見をいただいた閉園となる各幼稚園から認定こども園の間、通園バスを運行した場合の乗車時間は、次のとおりです。

- ① 三田西認定こども園
 - ・本庄幼稚園～三田西認定こども園:約9分
 - ・藍幼稚園～三田西認定こども園:約12分
- ② 三田東認定こども園
 - ・母子幼稚園～三田東認定こども園:約24分(小野幼を経由する場合:約27分)
 - ・小野幼稚園～三田東認定こども園:約10分
 - ・高平幼稚園～三田東認定こども園:約11分



E-10	563-1222	小野・母子ルート
A-11	568-3970	高平ルート
E-10	563-7117	藍ルート
D-10	565-3332	
D-10	562-8122	
D-7	565-4895	
D-7	565-4051	
C-8	565-2438	
B-8	565-5548	
C-10	565-8989	
C-10	565-4059	
I-3	568-8282	
B-8	563-4132	
E-11	565-0950	
C-7	563-5481	
D-8	565-8985	
C-8	565-0052	
H-10	565-8633	
G-10	562-7955	
H-10	565-7706	
G-10	565-2000	
D-8	565-8570	
D-8	564-5330	
L-8	565-3434	
L-8	565-0689	

E-10	563-1222	小野・母子ルート
A-11	568-3970	高平ルート
E-10	563-7117	藍ルート
D-10	565-3332	
D-10	562-8122	
D-7	565-4895	
D-7	565-4051	
C-8	565-2438	
B-8	565-5548	
C-10	565-8989	
C-10	565-4059	
I-3	568-8282	
B-8	563-4132	
E-11	565-0950	
C-7	563-5481	
D-8	565-8985	
C-8	565-0052	
H-10	565-8633	
G-10	562-7955	
H-10	565-7706	
G-10	565-2000	
D-8	565-8570	
D-8	564-5330	
L-8	565-3434	
L-8	565-0689	

E-10	563-1222	小野・母子ルート
A-11	568-3970	高平ルート
E-10	563-7117	藍ルート
D-10	565-3332	
D-10	562-8122	
D-7	565-4895	
D-7	565-4051	
C-8	565-2438	
B-8	565-5548	
C-10	565-8989	
C-10	565-4059	
I-3	568-8282	
B-8	563-4132	
E-11	565-0950	
C-7	563-5481	
D-8	565-8985	
C-8	565-0052	
H-10	565-8633	
G-10	562-7955	
H-10	565-7706	
G-10	565-2000	
D-8	565-8570	
D-8	564-5330	
L-8	565-3434	
L-8	565-0689	

E-10	563-1222	小野・母子ルート
A-11	568-3970	高平ルート
E-10	563-7117	藍ルート
D-10	565-3332	
D-10	562-8122	
D-7	565-4895	
D-7	565-4051	
C-8	565-2438	
B-8	565-5548	
C-10	565-8989	
C-10	565-4059	
I-3	568-8282	
B-8	563-4132	
E-11	565-0950	
C-7	563-5481	
D-8	565-8985	
C-8	565-0052	
H-10	565-8633	
G-10	562-7955	
H-10	565-7706	
G-10	565-2000	
D-8	565-8570	
D-8	564-5330	
L-8	565-3434	
L-8	565-0689	

E-10	563-1222	小野・母子ルート
A-11	568-3970	高平ルート
E-10	563-7117	藍ルート
D-10	565-3332	
D-10	562-8122	
D-7	565-4895	
D-7	565-4051	
C-8	565-2438	
B-8	565-5548	
C-10	565-8989	
C-10	565-4059	
I-3	568-8282	
B-8	563-4132	
E-11	565-0950	
C-7	563-5481	
D-8	565-8985	
C-8	565-0052	
H-10	565-8633	
G-10	562-7955	
H-10	565-7706	
G-10	565-2000	
D-8	565-8570	
D-8	564-5330	
L-8	565-3434	
L-8	565-0689	

報告事項(4) 跡地活用の考え方について

市立幼稚園再編計画 P10【5 閉園後の幼稚園施設の活用】

閉園後の幼稚園施設については、その活用について地域住民の方々と協議を行い、必要なコスト、利活用によって期待できる効果、持続可能性等を総合的に勘案して効果的な活用方法を検討します。なお、市指定避難所としている施設は、引き続き避難所としての機能を維持していきます。

幼稚園を含めた再編の取り組みの課題を共有し、解消に向けて検討を進めるため、庁内に「プロジェクトチーム」を設置するとともに、チーム内に「跡地活用部会」を設け、跡地活用についての課題整理等を行なっています。

1 2つの利活用の段階～暫定→最終～

再編後の市立幼稚園跡地の利活用には、次の2つの段階があると考えています。

A 最終的な利活用

B Aが決定するまでの暫定的な利活用

2 最終的な利活用を決定するに当たってのポイント

Aを決定するにあたっては、次のことがポイントになると思われます。

- (i) 地域の合意形成や協議など
- (ii) 都市計画法との調整等
- (iii) 持続可能性の確保

3 暫定的利活用(**B**)の前提

Bは、**A**が決定するまでの間の利活用であることから、その利活用は、原則として

- (i) 都市計画法の規制は現在のままでその範囲で利活用を行う
- (ii) 土地・建物の改変・改築等は行わない ことを前提にすることとなります。

ただし、この状態が長期間継続すると最終的な利活用が決まらないにもかかわらず、老朽化が進行するとともに維持コストも増大することになることから、**B**には、一定の期限を設けることが必要だと考えています。

4 暫定利活用(**B**)の考え方～子育て支援の拠点

幼稚園として利用していたこと、認定こども園が旧幼稚園の施設等を利用した活動や出張型子育て支援等を行なうことが想定できること等から、5とあわせて、暫定利活用の期間中、「子育て支援の拠点」として市が利活用することを想定しています。

市立幼稚園再編計画 P10【4 新たに設置する認定こども園の地域における役割】

新たに設置する認定こども園については、市立幼稚園がこれまで地域における子育て支援事業を実施してきた経緯を踏まえ、再編前の園区に出向くなどによりアウトリーチ型の子育て支援等の役割を担うよう努めます。

5 暫定利活用(**B**)期間中の地域等による利活用

【一時使用】PTA活動や子ども会活動など、地域における子育て活動のために旧幼稚園を(一時的に)使用する場合は、現在の学校施設目的外使用等に準じて、申請により使用していただくことを検討します。

【継続使用】まちづくり協議会、区・自治会、事業者などが継続的に旧幼稚園を利用することを希望する場合の手続を検討します。

【期間設定】これらの場合には、利用できる期間は、3のただし書の期間を上限とすることが適切であると考えています。

6 暫定利活用(**B**)期間中の維持管理

原則として、市がその費用負担により維持管理を行います。その範囲は4及び5を踏まえて最小限のものとし、予算に上限額を設定することを検討しています。

なお、5の利用が収益を伴う場合等には、維持管理に要する費用の一部を利用者に負担いただくことも検討します。